

註

示す中国史料」（『東海女子短期大学紀要』二四、一九九八）

(1) 胡三省とほぼ同世代の人、郝經の『統後漢書』は、匈奴の説明にモンゴル人の習俗を書いている。内田哈風氏は、モンゴルの資料としてこれをもつと援用すべきであると言う（『郝經統後漢書と蒙古人の慣習』）（『東洋史研究』五十六、一九四〇）。

(2) 拙稿で用いた正史は中華書局標点本、『通典』は乾隆十二年武英殿刊本、『水經注』は四部叢刊史部所収本である。

(3) 胡三省の生涯と通鑑注作成については、陳垣『通鑑胡注表微』（一九六二）、佐伯富『資治通鑑索引』（一九六一）、荒木敏一「胡三省音注資治通鑑について」（荒木敏一・米田賢次郎『資治通鑑胡注地名索引』所収、一九六七）など参照。

(4) 前掲陳氏『通鑑胡注表微』本朝篇

(5) 前掲陳氏『通鑑胡注表微』解釈篇

(6) 北人について、卷一二五、宋文帝元嘉二十七年（三九四二頁）の胡注に

「北人、謂其先世從拓跋氏來自北荒者」とあり、陳垣氏は『通鑑胡注表微』夷夏篇で「南人北人、所指至無定、燕薊之人、亦曰北人、今謂其先世來自北荒者、明所指非中国人也、……」という。

(7) 前掲陳氏『通鑑胡注表微』夷夏篇、釈老篇など。

(8) 「プラノーカルピニのジョン修道士の旅行記」第三章（『中央アジア蒙古旅行記』護雅夫訳、一九六五）

(9) 『黒韃靼事略』

……輿之四角、或植以杖、或交以板、用表敬天、謂之飯食車、……

(10) 王國維『觀堂集林』卷一六、蒙古札記、焼飯

(11) 『晉書』卷一九、礼志上、太廟、孝武帝太元十六年の条

(12) 『晉書』卷六七、溫嶠伝

(13) 『左伝』定公四年に「君以軍行、祓社饗鼓、祝奉以從」とある。

(14) 『元史』卷七七、祭祀志六、国俗旧礼

(15) 『遼史』卷五三、礼志六、歲時雜儀、『契丹国志』卷二七、歲時雜記

(16) モンゴル人が女真の習俗の影響を受けた例は、拙稿「金代女真の信仰－祭天を中心として」（『森三樹三郎博士頌寿記念東洋学論集』所収、一九七九）を参照。

(17) 拙稿「北方民族の諸儀式で行なわれた匝回について—魂の天への飛翔を

（拙稿は平成十三年度神谷学園特別研究費による研究成果の一つである。）

諸神像を美しく蓋つた車に載せ、日々飲食物を供えていたこと、またチンギスハンの像を載せた車が、グユクカンの宮廷前に置かれていて、馬をはじめ沢山の贈り物が供えられていたことを伝えている。⁽⁸⁾

また『黒韃事略』には、四角に木柱を建てた、天神を祭るための車が見えている。⁽⁹⁾その車は飯食車とよばれていたという。飯食とは神への供物を指し、その供物を焼いて天神に捧げる儀式を焼飯といった。⁽¹⁰⁾

これらの車は、形状は違つたかもしれないが、どれもみなシャマニズムの神位神像を載せた移動式祭壇である。胡三省は鮮卑の神車をこれらと同様のものと理解したのである。

16にある行廟を胡氏が「神主を奉じて行く」というのは、つまり可動式の廟と解釈したことであろう。北方民族の可動式の廟というのには6のような神車をさすのであろう。神車には天神や諸鬼神、そして祖先の神位神像も載せた。とすれば、これを廟と呼んでも差し支えあるまい。

なお、中国で行廟といえば、新廟ができるまで神主を置いておくための、また行軍の途次、将兵の士気を鼓舞するための仮設の廟などをさすようであるが、一記録には社の神主が軍隊に持ち運ばれたということが見えており、⁽¹³⁾ そうしたところから察すると、あるいは中国でも祖先の廟を車載して、それを行廟とよんだことがあつたかもしれない。

¹⁷で、胡氏は端午、七夕の饗祖を夷礼であると言つてはいる。北魏の記録にはこれが何時始まつたのかは書かれていらない。そうするとおそらく拓跋には、この習俗が北魏建国以前からあつたのであろう。し

かし端午や七夕は中国に古くからあつた節句であるから、これはさらに古い時期に暦とともに北方民族の間に入つたものであろう。

胡氏が、これを「なお寒食の饗の如し」と言い、夷礼と判断したところをみると、モンゴル人もこの儀礼を行なつてはいたということであるが、ところが『元史』礼志の国俗旧礼には、この祭りは見えない。⁽¹⁴⁾

また『遼史』や『契丹國志』に記された契丹の旧俗にも、これは載つていない。⁽¹⁵⁾ただし女真の習俗に目を遣ると、金朝は重五、中元、重九に拜天礼を行なつたし、また重五や七夕を佳節とした事実がある。モンゴルは自らのものの他に、契丹や女真らからも文化を受け入れた。そうしてみると、胡氏が知見したこの祭りは、女真から伝わつたものかもしれない。⁽¹⁶⁾

24に引かれた突厥の記事には、遺体を停めたテントの周りを匝回する儀礼が見えている。匝回儀礼は遊牧民族の祭天儀式のときよく行なわれたもので、遊牧民族がもつていていた強い天信仰と関連させて考えれば、葬儀での匝回は死者の魂を天上に送るための行為と推察される。匈奴、高車、突厥、回鶻、鮮卑、契丹など、古代の遊牧民族はみな匝回の記録を残している。⁽¹⁷⁾

ところが元代になると、この匝回の記録が殆ど見られなくなる。そうすると元代に至つてこの習俗は消えてしまったのか。

そこで胡氏の「漠北之俗」という数言が重要な意味を持つことになる。つまりこれによれば、元の初めモンゴル人の間にも匝回儀礼が行なわれていた事になるのである。北方民族に特徴的な儀礼が連續としてあつたことを示すこの胡氏の記述は、極めて重要なものである。

（26）に比べると出所の明瞭でないものが多い。諸正史を通読すればだいたいの事は説明できると思われるが、中にはその習慣、生活をよく知つていないと説明の難しいものも散見する。そうしてみると、これらの注の多くは書物から得た知識とモンゴルの生の知識とを合わせて書いたと考えられる。

またこれら三十条の中で胡氏が北方民族と呼ぶときの称は、北人、北狄、夷狄、胡夷、北、夷などとさまざまである。各呼称は記事によつては特定の民族を指すものもあるが、^{（6）}殆どの場合、これらは北方民族全体を指している。そうすると33や46に「今」とあるものや、烏丸、高車、契丹など実名を挙げているものを除けば、北人、北狄などと言ふ条や民族名をなにも記していない条は、みな北方民族全般を指していると見られる。もちろんモンゴルもその中に含まれるし、1から26についても、それは同じことである。

そもそも胡氏は、元朝建国という社会の激動期の只中にいて、毎日モンゴルの情報にさらされていた。しかも彼は敢て宋人としての節を守り、元朝に仕えなかつた人物である。注記の中にも彼は己の民族意識や、元朝の政治を非とする考えを少なからず吐露している。^{（7）}そうした人物が、北方民族の歴史を考えるとき、その脳裏には必ずモンゴル人の姿が意識されたに違ひない。

要するに胡三省は、同時代からモンゴル人の文化をよく見聞していたが、北方民族の文化に注する際には、たとえよく知つたことであつても、まずは文献から参考資料を博搜した。そしてもしそこで適當な記録がなかつたり、あるいは更に補足の必要を感じたときはじめて、自分のもつ知識を書き込んだのであろう。

したがつてこうした見地から考えれば、16と17は、何も論拠は示されていないものの、モンゴルの習俗をもとに書かれたと見てよいと思う。

6に云う「北人」には、確かにモンゴル人も含まれている。前章の百保鮮卑の注にも「今北人」とあつた。それは即ち「元朝のモンゴル人」のことと外ならない。

そして24の「漠北之俗」については、やはり漠北にその習俗が古来通じて有り、しかもモンゴルにもあつたために、胡氏は突厥の記録を引きながらそう書き足したものと考えたい。

六 結び——四資料に対する若干の考察

以上の検討のとおり、拙稿では関係する胡注の中から6、16、17、24の四条を、モンゴルの習俗をもとに書かれたものと推定する。紙数を費やした割に得られたものは僅かである。しかしこれらはモンゴルの、また北方民族全体のシャマニズムの観念や歴史を考えるときに、有用な資料となる。これら資料の活用はまた別の論考において行なうことになるが、最後に本作業のまとめとして若干の鄙見を付しておくことにする。

6に見えるような神を載せる車については、元代に幾つか記録されたものがある。

フランシスコ会修道士カルピニは、モンゴル人がフェルトで作った

卷二二〇 唐肅宗至德二載（七五七） 七〇三四頁

〔廣平王俶、抨於葉護馬前、葉護驚躍下馬答抨、跪捧王足〕 夷札
以抨跪捧足為敬、

〔契丹主車帳〕 契丹主乘奚車、卓氈帳覆之、寢處其中、謂之車帳、

卷二四六 唐武宗會昌二年（八四二） 七九六八頁

〔達靼〕 李心伝曰、達靼之先、与女真同種、靺鞨之後也、靺鞨本臣高麗、唐滅高麗、其遺人迸入渤海、惟黑水完疆、及渤海盛、靺鞨皆役屬、後為奚・契丹所攻、部族分散、其居混同江之上者、曰女真、乃黑水遺種也、其居陰山者、自号為韃靼、韃靼之人、皆勇敢善戰、其近漢地者、謂之熟韃靼、尚能種秫穄、以平底瓦釜煮而食之、其遠者、謂之生韃靼、以射獵為生、無器甲、矢貫骨鏃而已、余謂、李心伝蜀人也、安能知直北事、特以所伝聞書之、

卷二六四 唐昭宗天復三年（九〇三） 八六二三頁

〔盧龍節度使劉仁恭、每霜降、焚塞下野草、契丹馬多飢死、常以良馬賂仁恭、買牧地〕 北荒寒早、至秋、草先枯死、近塞差暖、霜降、草猶未盡衰、故契丹南並塞放牧、焚其野草、則馬無所食而飢死、

新たに抽出した注は計三十条。ここまで幅を広げると、胡注のうち北方民族に関するものの大部分を眺めたと言つてよい。

これらのうち、約三分の一には参考書が引用されている。ところがあと三分の二については、各条に対する細かな検討は省略したが、1

卷二八一 後晉高祖天福二年（九三七） 九一七〇頁

〔契丹通事〕 契丹置通事、以主中国人、以知華俗、通華言者為之、宋白曰、契丹主腹心能華言者、目曰通事、謂其洞達庶務、

卷二九〇 後周太祖廣順元年（九五二） 九四六〇頁

〔北漢禮部侍郎鄭珙、卒于契丹〕 考異曰、晉陽見聞錄、鄭珙既達虜庭、虜君恩礼周厚、虜俗以酒池肉林為名、雖不飲酒如韋曜輩者、亦加灌注、縱成疾、無復信之、珙魁岸善飲、懼無量之逼、宴罷、漢使、必厚具酒肉、以示夸大、高祖鎮河東、嘗命韋曜北使、曜羸瘠不能飲酒、虜人強之、遂卒、按韋曜、孫皓時人韋昭也、不能飲酒、王保衡引以為文章、而路振云高祖時人、誤也、

卷二九一 後周太祖顯德元年（九五四） 九五〇四頁

〔北漢主見周軍少曰、吾自用漢軍、可破也、楊袞策馬前望周軍曰、勍敵也、未可輕進〕 北人望塵知敵數、又觀敵人置陳、而知其強弱、楊袞必有見於此、

卷二六六 後梁太祖開平二年（九〇八） 八七〇〇頁

〔契丹王阿保機、遣使入貢、且求冊命〕 夷狄覬國勢而為去來、彼以梁為強、則其背晉宜矣、

卷二七一 後梁均王龍德二年（九二二） 八八七二頁

新たに抽出した注は計三十条。ここまで幅を広げると、胡注のうち北方民族に関するものの大部分を眺めたと言つてよい。

これらのうち、約三分の一には参考書が引用されている。ところがあと三分の二については、各条に対する細かな検討は省略したが、1

〔什翼犍慕容妃之諸子、以兵遼廬張〕北狄之長、居大氈帳、環設兵衛、氈帳、漢人謂之穹廬、因曰廬帳、

奴也」突厥本柔然鉄工、故云然、

37 卷一〇七 晋孝武帝太元十六年（三九二） 三四〇一頁

〔副馬〕凡北人用騎兵、各乘一馬、又有一馬為副馬、

43 卷一六四 梁簡文帝大宝二年（五五一） 五〇七五頁

〔侯景好獨乘小馬、彈射飛鳥〕彈射飛鳥、北俗也、

38 卷一四二 齊東昏侯永元元年（四九九） 四四三四頁

〔魏主曰、朕入城、見車上婦人、猶戴帽、著小襖〕此代北婦人之服也、乘車婦人、皆貴臣之家也、襖、袴衣也、

44 卷一七三 陳宣帝太建十年（五七八） 五三九一頁

〔周主詔、諸應拜者、皆以三拜成禮〕三拜成禮、用夷禮、

39 卷一五四 梁武帝中大通二年（五三〇） 四七八三頁

〔城陽王徽、脫爾朱榮帽、懼舞盤旋〕唐李太白詩云、脫君冒、為君笑、脫帽懼舞、蓋夷礼也、

45 卷一七五 陳宣帝太建十三年（五八二） 五四五一頁

〔帝遣太僕元暉、詣達頭、賜以狼頭纛〕突厥之先、狼種也、子孫為君長、牙門建狼頭纛、示不忘本也、

46 卷一九九 唐高宗永徽三年（六五二） 六二七八頁

〔上曰、朕聞、胡人善為擊鞠之戲〕鞠以韋為之、寘以柔物、今謂之毬子、

40 卷一五五 梁武帝中大通四年（五三三） 四八二三頁

〔氈帳〕氈帳、胡夷酋帥所居、漢人謂之穹廬、

47 卷二〇二 唐高宗調露元年（六七九） 六三九一頁

〔裴行儉、擒阿史那都支、因伝其契箭、悉召諸部酋長〕夷狄無符信、以箭為契信、西突厥沙鉢咥利失可汗、分其國為十部、部以一人統之、人授一箭、号十設、亦曰十箭、

天平四年春正月、禁打毬相偷戲、蓋此禁尋弛也、

42 卷一六四 梁簡文帝大宝二年（五五二） 五〇七〇頁

〔突厥酋長土門、求婚於柔然、柔然頭兵可汗大怒曰、爾、我之鍛

48 卷二一八 唐肅宗至德元載（七五六） 六九九八頁

〔上使軒諭城郭諸國〕北狄、逐水草、為行國、西域諸國、皆有城郭、故謂之城郭諸國、

五 胡氏はモンゴルを意識しながら北方民族史を見た

また一つには、「今」「今人」「大元」などと明記してある所がありながら、これら四条もモンゴルの習俗をもとに書いたと見てよいかといふことがある。6には「北人」云々といい、24には「漠北之俗」とい、16と17には何に拠つたとも書かれていない。

この問題については、1から26を見ただけで判断するのは難しい。そこでさらに北方民族の生活文化や社会形態などに関する胡注も集めて、それらを眺めたりうえでこれを考えることにしたい。

27 卷一一 漢高帝六年（前二〇一） 三七二頁

〔冒頓鳴鏑〕 忾劭曰、鸞箭也、韋昭曰、矢鏑飛則鳴、余見今軍中、亦有鳴鏑、於近筈之處開小竅、矢飛急則凌風而鳴、

28 卷四五 漢明帝永平八年（六五） 一四四九頁

〔匈奴氈裘〕 前書匈奴伝曰、自君王以下、皆食畜肉、衣其皮革、被旃裘、旃、与氈同、

29 卷五五 漢桓帝延熹九年（一六六） 一七九六頁

〔檀石槐、從上谷以西至敦煌・烏孫二十余邑、為西部〕 觀此、則夷狄亦有邑居矣、

31 卷六四 漢獻帝建安九年（二〇四） 二〇五七頁

〔烏丸峭王、大会羣長〕 烏丸部落、各有君長、

32 卷六九 魏文帝黃初二年（二二一） 二二八六頁

〔臣光曰、南謂北為索虜、北為南為烏夷〕 索虜者、以北人辯髮、謂之索頭也、

33 卷九七 晋穆帝永和三年（三四七） 三〇七七頁

〔謝艾、下車、踞胡牀〕 胡牀、蓋今交椅之類、孔穎達曰、今之交牀、制本自虜來、隋以識有胡、改名交牀、

34 卷一〇一 晋哀帝興寧元年（三六三） 三一九四頁

〔高車〕 高車、即敕勒也、俗乘高輪車、故亦号高車部、李延寿曰、高車、蓋古赤狄之余種也、初号為狄歷、北方以為高車丁零、其遷徙隨水草、衣皮食肉、與柔然同、唯車輪高大、輻數至多、

35 卷一〇四 晋孝武帝太元元年（三七六） 三三二七八頁

〔高車〕 李延寿曰、高車、蓋赤狄之余種也、北方以為高車丁零、或云、其先、匈奴甥也、其遷徙隨水草、衣皮食肉、牛羊畜產、並與柔然同、唯車輪高大、輻數至多、因為號、

30 卷五八 漢靈帝中平二年（一八五） 一八七九頁

36 卷一〇四 晋孝武帝太元元年（三七六） 三三二七九頁

〔左袵之虜〕 說文曰、袵、衣衿、夷狄之人、左袵、

ろ、引用にほぼ誤りのないことが確認できた。典故が示されていないものも、正史の該当箇所を捜してみると、その大部分の論拠を見つけることができた。これらからすれば胡三省は注を書くときにはとくに書物にある所を重視したと察せられる。

それでも一部、何に依拠したのか不明な条があつた。6と16、17である。これらはみな鮮卑に関するものであるが、『魏書』、『北史』、『通鑑』には該当する記録が見当たらない。とすれば、これらにはモンゴル人の習俗をもとに解釈された可能性が高い。通鑑注の著された宋末元初、北魏の確かな習俗を記した書物がこれ以外に色々有つたとは考え難いからである。

また24の回紇の葬俗に関する注にも目を引く部分がある。明らかに突厥のものである記録を引きながら、胡氏はこれを「漠北之俗」と言つてゐるのである。まさか回紇と突厥を間違えたのではあるまい。宋末元初に漠北の民族といえば、それはモンゴル人である。モンゴルにも突厥や回鶻と同様な習俗があつて、胡氏はそれを見て「漠北之俗」と書き加えたのではなかろうか。

四 胡氏のモンゴルに関する知識

こうして胡注からは、元代モンゴルの宗教資料として使えそうなものが四条見つかつた。但しこれを資料として扱うには、確かめておかなければならないことがある。

一つには胡三省の知識の問題である。宗教関係胡注の大多数は明ら

かに書物に依拠している。それならば現実のモンゴルに関しても、胡氏は多くの知識を持つていたのであろうか。

これについては胡氏の経歴などから、おおよその見当がつく。彼は金滅亡のころの浙江生まれで、長じて奉職すると、浙江、江蘇、安徽の間を転任した。そうするとモンゴル軍の臨安攻撃、長江下流域の蹂躪は、彼のいたすぐ近所でおこつた事件であつた。⁽³⁾ しかも彼自身、防戦の軍に従つたこともあつた。とすれば、彼は常にモンゴルの情報に接していたはずである。その後、彼は元朝に仕えず学問に没頭したが、そなへいつても異民族に國を奪われた直後である。新たな支配者の話しさ、否応無く彼の耳に伝わってきたことであろう。

胡注にははつきり「今」「今人」「大元」などと書いて、⁽⁴⁾ モンゴル人、モンゴル王朝のことにつれた所が少なからずある。また次のように、モンゴル語の語彙を解説した所もある。⁽⁵⁾

「齊主簡練六坊之人、每一人必當百人、謂之百保鮮卑」百保、言其勇可保一人當百人也、高氏以鮮卑創業、當時号為健闘、故衛士皆用鮮卑、猶今北人謂勇士為霸都魯也、

(卷一六二 梁簡文帝大宝元年(五五〇) 五〇五一頁)

時の社会の情況とその生活からすれば、胡三省は同時代のモンゴルの文化についても、かなり具体的な知識を持っていたと認めてよいであろう。

24

卷二三一 唐肅宗乾元二年（七五九） 七〇七六頁

〔回紇毗伽闕可汗卒、寧國公主、為之斂面而哭〕漠北之俗、死者、停屍於帳、子孫及親屬男女、各殺牛馬、陳於帳前、祭之、遶帳走馬七匝、詣帳門、以刀斂面、且哭、血淚俱流、如此者七度、乃止、

〔『北史』卷九九、突厥伝〕死者、停屍於帳、子孫及諸親屬男女、各殺牛馬、陳於帳前、祭之、遶帳走馬七匝、詣帳門、以刀斂面、且哭、血淚俱流、如此者七度、乃止、

『周書』卷五〇、異域下、突厥の条も同文を載せる。文字の違いが四箇所ある。

25 卷二七〇 後梁均王貞明三年（九一七） 八八一八頁

〔契丹西樓〕歐史四夷附錄曰、契丹好鬼而貴日、每月朔旦、東向而拜日、其大会聚、視国事、皆東向為尊、西樓門屋、皆東向、

〔『新五代史』卷七二、四夷附錄一〕契丹好鬼而貴日、每月朔旦、東向而拜日、其大会聚、視国事、皆以東向為尊、四樓門屋、皆東向、

卷二九〇 後周太祖廣順元年（九五一） 九四五二頁

〔契丹值月食、軍中多妖異、引兵還〕胡人用兵、以月為候、月食、又多妖異、故懼而不敢進、

北方民族が用兵のとき月を見て占つたという記録は、古いところでは『史記』卷一一〇、匈奴伝に「挙事而候星月、月盛壯則攻戰、月虧則退兵」と云う一条しかない。ただし『黒韃事略』には「其択日行事、則視月盈虧、以為進止、朏之前、下弦之後、皆其所忌、見新月必拝」と記す所がある。

三 モンゴルと関係する四条

胡注からは右のとおり二十六条の宗教関係記事が得られた。

匈奴の躡林、金人に始まり、鮮卑の西郊や金人を鏄る占卜、回鶻の匝回儀式、そして契丹の太陽崇拜等々と、胡注には北方民族の宗教習俗の注目すべき事項が概ね捉えられている。それは『通鑑』本文自体が、北方の文化によく目を向けていることにも因るが、各注の内容はどれも適切である。

さて注記に典故が示されているものは、現存の書物に当たつたところ

『旧唐書』卷二〇〇上、安禄山伝には、同条が「安禄山、嘗州柳城雜種胡人也、本無姓氏、名軋犖山、母阿史德氏、亦突厥巫師、以卜為業」とある。

胡注に「西楼」とあるのは、もと「四樓」とあつたのを『通鑑』本文に合わせて変えたものであろうか。四樓とは遼太祖が築いた四つの要塞である。

頃にもよく知られていたことに違ひない。たとえば→24を見よ。

『北史』卷五、西魏文帝紀に、この事実が「大統元年春正月戊申、皇帝即位於城西」と見える。

一五二 梁武帝大通二年（五二八） 四七四〇頁

〔爾朱榮以銅為顯祖諸孫各鑄像〕魏人立后、皆鑄像以卜之、慕容氏謂、冉閔以金鑄己像、不成、胡人鑄像以卜君、其來尚矣、故爾朱榮效之、

卷一九一 唐高祖武德七年（六一四） 五九九二頁

慕容氏云々の事は、『晉書』卷一一〇、慕容儕載記に記されて

いる。繼嗣選びや后妃を立てる時に、金人を鑄て占つたことについて、趙翼は『廿二史劄記』卷一四、後魏以鑄像卜休咎に事例を集め、胡三省と同様の見解を提して「蓋本北俗故事、至拓跋而益尚之也」と述べている。

20 卷一五五 梁武帝中大通四年（五三二） 四八二四頁

〔魏孝武帝即位、於氈上西向拜天〕魏自孝文帝用夏變夷、宣武・孝明即位、皆用漢・魏之制、今復用夷礼、

卷二一四 唐玄宗開元二十四年（七三六） 六八一六頁

『北史』卷五、魏孝武帝紀に、この事実が「即位于東郭之外、用代都旧制、以黑氈蒙七人、歛居其一、帝於氈上、西向拜天訖、自東陽・雲龍門入」と記されている。→21を見よ。

21 卷一五七 梁武帝大同元年（五三五） 四八六〇頁

〔魏文帝即位於城西〕城西、長安城西也、古者、天子即位御前殿、魏自高歡立孝武帝、復用夷礼、於郊拜天而後即位、

中国王朝の通例では天は南郊の円丘に祭るものであるが、北魏はそれを西郊で行い、西向して天を拝した。

卷一九一 唐高祖武德七年（六一四） 五九九二頁

〔秦王世民告突利曰、爾往与我盟、有急相救、今乃引兵相攻、何無香火之情也〕古者盟誓、質諸天地山川鬼神、歃血而已、後世有對神立誓者、有礼仏立誓者、始有香火之事、

香火の事とは、仏教儀礼を流用し香をたいて誓いを交わすことである。趙翼は『陔餘叢考』卷四三に香火の項を設けている。昔は中国でも遊牧国家でも、盟約の儀で血を歃ることが多かつた。

22 卷一九一 唐高祖武德七年（六一四） 五九九二頁

〔安祿山、其母巫也〕新書曰、祿山本姓康、其母居突厥中、禱于軋犧山、虜所謂戰鬪神者、而生祿山、故以為字、從母冒姓安氏、

〔唐書〕卷三三五上、逆臣伝上、安祿山〕安祿山、營州柳城胡也、本姓康、母阿史德、為覲、居突厥中、禱于軋犧山、虜所謂鬪戰神者、既而妊、及生、有光照穹廬、野獸尽鳴、望氣者言其詳、……母以神所命、遂字軋犧山、少孤、隨母嫁虜將安延偃、……乃冒姓安、更名祿山、

献明・太祖廟、常以九月・十月之交、帝親祭、牲用馬牛羊、白登在平城東、故曰東廟、

(『魏書』卷一〇八の一、礼志二) (太宗永興四年) 立太祖廟于白登山、歲一祭、具太牢、帝親之、亦無常月、……後二年、於白登西、太祖旧遊之處、立昭成・獻明・太祖廟、常以九月・十

月之交、帝親祭、牲用馬牛羊、及親行驅劉之禮、

胡注には『魏書』の文と云うが、実は『通典』から引いたようである。↓11を見よ。

14 卷一三七 齊武帝永明八年 (四九〇) 四三〇一頁

〔太尉不曰、魏家故事、尤諱之後三月、必迎神於西、禳惡於北、具行吉礼、自皇始以来、未之或改〕此魏初所用夷礼也、

丕の発言は、亡くなつた太皇太后馮氏の喪に關するもので、鮮卑拓跋伝統の喪礼が述べられている。胡三省は読者にこれが夷礼であることを注意したのであるが、とくに神を西に迎えたという所は興味を引く。↓21を見よ。

15 卷一三七 齊武帝永明十年 (四九二) 四三一〇頁

〔魏旧制、每歲祀天於西郊〕蕭子顯曰、戎服遼壇、魏主一周、公卿七匝、謂之蹋壇、明日、復戎服、登壇祠天、魏主遼三匝、公卿七匝、謂之遼天、

(『南齊書』卷五七、魏虜伝) (永明) 十年、上遣司徒參軍蕭琛、范雲北使、宏西郊、即前祠天壇處也、宏与偽公卿、從二十余騎、戎服繞壇、宏一周、公卿七匝、謂之蹋壇、明日、復戎服、登壇祠天、宏又繞三匝、公卿七匝、謂之繞天、以繩相交絡、紐木枝帳、覆以青繪、形制平円、下容百人座、謂之為繖、一云百子張也、於此下宴息、

16 卷一三八 齊武帝永明十一年 (四九三) 四三四一頁

〔魏告行廟以遷都之意〕奉神主而行、故有行廟、

17 卷一三九 齊明帝建武元年 (四九四) 四三五三頁

〔魏罷五月五日・七月七日饗祖考〕魏端午・七夕之饗、猶寒食之饗、皆夷礼也、

『魏書』卷七下、高祖紀によれば、饗祭を罷めたのは太和十八年五月乙亥。これは西郊の儀式が廃止された翌々月の事で、孝文帝の華化政策による措置に相違ない。

18 卷一四九 梁武帝普通元年 (五一〇) 四六五八頁

〔魏清河王懌死、胡夷為之斂面〕胡夷臨喪、斂面而哭哀甚、

顔面を切り血を流して亡者を悼む習俗は、匈奴、突厥、女真、韃靼、スキタイ、フン、エフタルなど、北アジア・西アジアの民族に広くあつた。この習俗は漢文文献にもよく見える。胡氏の

を付き合せる必要がある。

9 卷一一一 晋安帝隆安四年（四〇〇） 三五〇七頁

〔魏鑄金人〕北史曰、魏故事、將立皇后、必令手鑄金人、以成者為吉、不則、不得立也、

〔北史〕卷二三、后妃伝上 魏故事、將立皇后、必令手鑄金人、以成者為吉、不則、不得立也、

↓19を見よ。

10 卷一一七 晋安帝義熙十一年（四一五） 三六八三頁

〔魏鑄金人〕魏立嗣、立后、皆鑄金人以卜之、

↓19を見よ。

11 卷一一八 晋恭帝元熙元年（四一九） 三七二七頁

〔魏主有事于東廟〕古制、左祖、右社、魏建宗廟於平城宮之東、因曰東廟、杜佑曰、明元永興四年、立太祖道武廟於白登山、歲一祭、無常月、又於白登西、太祖旧遊之處、立昭成・獻明・太祖廟、常以九月・十月之交、親祀焉、則東廟者、白登山廟也、以山西又有廟、故以此為東廟、

12 卷一二五 宋文帝元嘉二十七年（四五〇） 三九四二頁

〔魏郊壇〕挿水經註、平城西郭外、有郊天壇、
（『水經注』卷二三、灤水）城周西郭外、有郊天壇、壇之東側、有郊天碑、建興四年立、

13 卷一二六 宋文帝元嘉二十九年（四五二） 三九八〇頁

〔魏祭東廟〕魏書、明元帝永興四年、立太祖道武廟於白登山、歲一祭、具太牢、無常月、又於白登山西、太祖旧遊之處、立昭成・

登山、歲一祭、具太牢、帝親奉、無常月、又於白登西、太祖旧遊之處、立昭成・獻明・太祖廟、常以九月・十月之交、帝親祭、牲用馬牛羊、又親行驅劉之礼、

龍城祠のことば1の『史記』『漢書』から引いたのである。

5　卷四五　漢明帝永平十五年（七二）　一四五六頁

〔耿秉曰、當先擊白山〕西河旧事曰、白山冬夏有雪、故曰白山、匈奴謂之天山、過之、皆下馬拜焉、去蒲類海百里之内、

（『後漢書』卷二、顯宗孝明帝紀、永平十七年冬十一月）（注）

西河旧事曰、白山冬夏有雪、故曰白山、匈奴謂之天山、過之、皆下馬拜焉、去蒲類海百里之内、

この『西河旧事』の原文と思われるものが『太平御覽』卷五

○、地部、天山の項にある。

6　卷一〇六　晋孝武帝太元十年（三八五）　三三五一頁

〔鮮卑神車〕北人無室屋、逐水草、置神於車中而嚴事之、因謂之神車、

（『通典』卷四二、礼二）天賜二年四月、復祀天於西郊、為方壇、東為二陛、土陛、無等、周垣四門、門各依方色為名、置木主七所、立青門內近南、西面、內朝臣、皆位於壇北、外朝臣及夫人方容、咸位於青門外、后率六宮、從黑門入、列於青門內近北、並西面、廩牲令、掌牲、陳於壇前、女巫執鼓、立於陛東、西面、帝七族子弟七人、執酒、在巫南、西面、北上、女巫升壇、搖鼓、帝拜、后肅拜、内外百官、拜、祀訖、乃殺牲七、執酒七人、西向、以酒灑天神主、復拜、如此者三、禮畢而退、自是歲一祭、

7　卷一一〇　晋安帝隆安二年（三九八）　三四八四頁

〔魏之旧俗、孟夏祀天及東廟〕宗廟在東、蓋亦左祖之義、

選帝七族子弟七人、執酒、在巫南、西面、北上、女巫陞壇、搖鼓、帝拜、后肅拜、内外百官、拜、祀訖、乃殺牲七、執酒七、西向、以酒灑天神主、復拜、如此者三、禮畢而反、自後歲一祭、

東廟とは、北魏第二代明元帝が建てた太祖廟である。↓11を
見よ。

8　卷一一〇　晋安帝隆安二年（三九八）　三四八四頁

胡注所引の『通典』と現在通行の本とを比べると、所々で文字が異なる。この儀式記録は、また『魏書』（卷一〇八の一、礼志二）や『冊府元龜』（卷三三二下、帝王部、崇祭祀一下）にも載せられており、それぞれ異同が少なくない。この読解には全て

『通鑑』胡注のテクストには中華書局標点本を用いる。また作業結果は次のようにまとめることにする。各条の上には通し番号を付し、文中での指示に用いる。記事の所在は、上から順に『通鑑』の巻次、皇帝名と年号、西暦紀年、中華書局本の通頁を記す。通鑑本文は〔 〕中に入れ、その下に胡注を引く。『通鑑』本文が長いときは節略して載せる。そして一段下げて、出典と説明文とを付す。⁽²⁾

(『史記』卷一二〇、匈奴伝) (注) 集解、漢書音義曰、匈奴祭天處、本在雲陽甘泉山下、秦奪其地、後徙之休屠王右地、故休屠有祭天金人、象祭天人也、

1 卷一八 漢武帝元光六年(前一二九) 五九六頁
〔衛青至龍城、得胡首虜七百人〕 龍城、匈奴祭天、大会諸部處、

(『史記』卷一二〇、匈奴伝) 歳正月、諸長小会單于庭、祠、五月、大会龍城、祭其先・天地・鬼神、秋、馬肥、大会蹠林、課校人畜計、

(『漢書』卷九四上、匈奴伝上) 孟康曰、匈奴祭天處、本在雲陽甘泉山下、秦擊奪其地、後徙之休屠王右地、故休屠王有祭天金人象也、師古曰、作金人以為天神之主而祭之、即今仏像、是其遺法、

3 卷四四 漢光武帝建武二十三年(四七) 一四〇六頁

〔匈奴、庭会稀闊〕 匈奴諸王、歲正月、會單于庭、

1の『史記』『漢書』の文を引いている。

『漢書』卷九四上、匈奴伝上も『史記』と同文を載せる。但し「龍」を「龍」に作る。さらに2から4も参照すれば、胡注は主に『漢書』の文を引いていることが分かる。

4 卷四四 漢光武帝建武二十三年(四七) 一四〇六頁

〔匈奴、會五月龍祠〕 匈奴諸王、每歲五月、會龍城祠、南匈奴伝

〔霍去病、收休屠王祭天金人〕 孟康曰、匈奴祭天處、本在雲陽甘

泉山下、秦擊奪其地、後徙之休屠王右地、故休屠王有祭天金人像也、如淳曰、祭天以金人為主也、張晏曰、仏徒祠金人也、師古曰、作金人以為天神之像而祭之、今之仏像、是其遺法、

(『後漢書』卷八九、南匈奴伝) 匈奴俗、歲有三龍祠、常以正月・五月・九月戊日祭天神、

通鑑胡注に見えるモンゴル原始宗教の資料

今井秀周

(東洋史)

ため元代モンゴルの原始宗教を研究しようとすれば、とにかく資料の発掘収集が肝要となる。みつけたものがたとえ断片的なものであっても、それは貴重なものとなる。

- 一 はじめに
- 二 北方民族宗教関係の胡注を抽出する
- 三 モンゴルと関係する四条
- 四 胡氏のモンゴルに関する知識
- 五 胡氏はモンゴルを意識しながら北方民族史を見た
- 六 結び——四資料に対する若干の考察

ここで胡注に着目した所以は、胡三省が宋末元初の人であるからに外ならない。「通鑑」が扱った時代は周から五代後周までで、元にまで及んでいない。とはいえるこの間には匈奴から鮮卑、突厥、契丹など幾つもの北方民族の活動があつて、胡氏はそれらの記録の各所に注を付した。そうすると彼の注のそこここには、彼が持っていた元代モンゴルの宗教に関する知識が挟み込まれていたり、またこうした知識をもとにした解釈が施されている可能性がある。

胡三省とほぼ同世代の人郝經は、「續後漢書」の中に匈奴の習俗を説明するためにモンゴルの習俗を注記した。^{〔1〕}とすれば胡注にも、有用な資料の含まれていることが期待できる。

一 はじめに

拙稿では、「資治通鑑」胡三省の注から、モンゴル人の原始宗教に関する資料の抽出を試みる。

元を建てたモンゴル人の宗教が、もと自然崇拜やシャマニズムであったことはよく知られているが、しかし彼らの自然崇拜やシャマニズムを伝えた記録は、意外と少ない。『元史』礼志にも、それは僅かしか見ることができない。元代モンゴル人の間には、チベット仏教が広がり、また中国の道教や西欧のキリスト教などが接近したから、おそらく記録者の関心は、そちらの方にばかりいってしまったのであろう。この

二 北方民族宗教関係の胡注を抽出する

資料抽出の方法は、まず「通鑑」胡注の中から北方民族の原始宗教に関するものを全て抜き出し、そしてその出典を調べていく。出典が記されているものは、もとに当たつてその文を確認し、それが無いものには、その論拠となつた記録を探る。その結果もし該当する記録が何も見つかなければ、その注記は胡氏が同時代の知識すなわちモンゴルの習俗をもとに書いた可能性があることになる。なお拙稿では仏教に関する注は取り上げない。